

30日獣発第28号

平成30年4月24日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

### 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関連通知の改正について

このことについて、平成30年4月2日付け29消安第6373号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第25号）が施行され、養殖水産動物用飼料に含むことができるほ乳類由来たん白質として、確認済めん山羊血粉等及び確認済めん山羊肉骨粉等を追加すると共に、関連規定等を整備することについての周知徹底を依頼されたものです。

については、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

平成30年4月4日

関係各位

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正

平素より、飼料安全行政へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

1. 動物由来たん白質の飼料利用については、平成13年のBSE発生を受けて利用禁止となりましたが、我が国におけるBSE発生リスクの低下等を踏まえ、科学的知見に基づきリスク評価を実施した上で順次規制の見直しを行っており、平成27年4月からは牛血粉等・牛肉骨粉等についても養魚用飼料としての利用が可能となっているところです。
2. 今般、農業資材審議会及び食品安全委員会の了承を得て、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正し、平成30年4月2日付で、めん羊又は山羊に由来する血粉等及びめん羊、山羊又は馬に由来する肉骨粉等についても養魚用飼料としての利用が可能となりました。
3. 省令改正とあわせて、肉骨粉等の製造にあたって必要となる大臣確認に関する確認基準等を定めた大臣確認通知についても、改正を行いました。  
めん羊又は山羊に由来する血粉等、めん羊、山羊又は馬に由来する肉骨粉等の製造にあたっては、原料収集先が大臣確認通知に記載されている原料収集先の確認基準を満たしていることを確認した上で原料を収集する必要がありますのでご注意ください。
4. なお、現在ペットフード用肉骨粉等の規定を定めた通知の整理を行っており、と畜場・食鳥処理場を経由しない動物の脂肪から食用油脂を製造した際に得られる肉粉をペットフードの原料として利用可能とする旨について、近日中に通知する予定です。

担当： 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 飼料検査指導班・粗飼料対策班 TEL：03-3502-8111（内線 4537）
--

29消安第6373号  
平成30年4月2日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省 消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う  
関連通知の改正について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第25号）の施行に伴い関連通知を改正したことについて、別添のとおり都道府県知事に通知しました。御了知の上、貴団体傘下の会員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

29消安第6373号  
平成30年4月2日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う  
関連通知の改正について

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成30年農林水産省令第25号。以下「改正省令」という。)が平成30年4月2日付けで施行されました。これに伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」(平成13年3月30日付け12生畜1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。)及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認通知」という。)の一部を改正しました(別紙1及び2参照)。

つきましては、下記の事項を御了知の上、貴管下関係者に対して、周知徹底をお願いいたします。

記

#### 1. 改正省令の概要

- (1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格の一部改正

養殖水産動物用飼料に含むことができるほ乳動物由来たん白質として、

- ① めん羊又は山羊(以下「めん山羊」という。)に由来する血粉又は血しょうたん白であって、牛の脊柱等及びめん山羊の部位等(\*)が混入していないもののうち、牛、豚、めん山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことにつ

いて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済めん山羊血粉等」という。）

- ② めん山羊又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、牛の脊柱等及びめん山羊の部位等が混入していないもののうち、牛、豚、めん山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済めん山羊等肉骨粉等」という。）を追加する。

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造方法、使用方法、保存方法及び表示方法に係る基準の一部改正

養殖水産動物用飼料として利用される確認済めん山羊血粉等及び確認済めん山羊等肉骨粉等の製造、使用、保存及び表示に係る基準について、それぞれ既存の確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉と同じ基準を適用する。

(※) 牛の脊柱等及びめん山羊の部位等とは、牛の脊柱等（月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていない牛の部位並びに当該検査を経ていないめん山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん山羊の部位をいう。

2. 運用通知の改正の概要

運用通知において、養殖水産動物用飼料に利用することができる動物由来たん白質として、確認済めん山羊血粉等及び確認済めん山羊肉骨粉等を追加するとともに、関連規定等を整備する。

3. 確認通知の改正の概要

確認通知において、養殖水産動物用飼料に利用することができる牛肉骨粉・血粉等についての製造基準及び原料収集先の確認基準について、確認済めん山羊血粉等及び確認済めん山羊等肉骨粉等に係る規定を追加するとともに、関連規定等を整備する。

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」  
 (平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前																																															
<p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1 (飼料関係)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 動物由来たん白質について (成分規格等省令別表第1の2の(1))</p> <p>動物由来たん白質については、牛海綿状脳症 (以下「BSE」という。) 発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。</p>	<p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1 (飼料関係)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 動物由来たん白質について (成分規格等省令別表第1の2の(1))</p> <p>動物由来たん白質については、牛海綿状脳症 (以下「BSE」という。) 発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">由 来 動 物</td> <td rowspan="2">対象家畜等 動物由来 たん白質の種類</td> <td>牛、 めん羊、 山羊 及びしか</td> <td>豚、 鶏 及び うずら</td> <td>養殖 水産 動物 等</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ほ 乳 動 物</td> <td>乳及び乳製品</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">由 来 動 物</td> <td rowspan="2">非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコロラゲン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	由 来 動 物	対象家畜等 動物由来 たん白質の種類	牛、 めん羊、 山羊 及びしか	豚、 鶏 及び うずら	養殖 水産 動物 等	○	○	○	ほ 乳 動 物	乳及び乳製品	○	○	○	由 来 動 物	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコロラゲン	○	○	○	×	○	○	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す					<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">由 来 動 物</td> <td rowspan="2">対象家畜等 動物由来 たん白質の種類</td> <td>牛、 めん羊、 山羊 及びしか</td> <td>豚、 鶏 及び うずら</td> <td>養殖 水産 動物 等</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ほ 乳 動 物</td> <td>乳及び乳製品並びに非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコロラゲン (新設)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">由 来 動 物</td> <td rowspan="2">豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	由 来 動 物	対象家畜等 動物由来 たん白質の種類	牛、 めん羊、 山羊 及びしか	豚、 鶏 及び うずら	養殖 水産 動物 等	○	○	○	ほ 乳 動 物	乳及び乳製品並びに非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコロラゲン (新設)	○	○	○	由 来 動 物	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す	×	○	○			
由 来 動 物	対象家畜等 動物由来 たん白質の種類	牛、 めん羊、 山羊 及びしか			豚、 鶏 及び うずら	養殖 水産 動物 等																																												
		○	○	○																																														
ほ 乳 動 物	乳及び乳製品	○	○	○																																														
由 来 動 物	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコロラゲン	○	○	○																																														
		×	○	○																																														
豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す																																																		
由 来 動 物	対象家畜等 動物由来 たん白質の種類	牛、 めん羊、 山羊 及びしか	豚、 鶏 及び うずら	養殖 水産 動物 等																																														
		○	○	○																																														
ほ 乳 動 物	乳及び乳製品並びに非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコロラゲン (新設)	○	○	○																																														
由 来 動 物	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来す	×	○	○																																														

	血粉及び血しょうたん白				
家 き ん	豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○	○
	卵及び卵製品	○	○	○	○
	ゼラチン及びコロラゲン	○	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○	○
	ゼラチン及びコロラゲン	○	○	○	○
	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○	○
豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白	×	○	○	○	
	牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白	×	×	○	
	牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	×	○	

○…含んでよい（乳及び卵製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、当該動物由来たん白質に係る動物由来たん白

	血粉及び血しょうたん白				
家 き ん	豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○	○
	卵及び卵製品並びにゼラチン及びコロラゲン	○	○	○	○
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○	○
	ゼラチン及びコロラゲン	○	○	○	○
	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○	○
豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白	×	○	○	○	
	牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しょうたん白	×	×	○	
	牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	×	○	

○…含んでよい（乳及び卵製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、農林水産大臣の確認を受けたものに限る。)

質の種類欄に掲げる動物由来たん白質以外のものと完全  
に分離された工程において製造されたことについて農林水  
産大臣の確認を受けたものに限る。)

×…含んではならない。

(カ)～(ク) (略)

イ (略)

(4) (略)

3～7 (略)

第3～第5 (略)

×…含んではならない。

(カ)～(ク) (略)

イ (略)

(4) (略)

3～7 (略)

第3～第5 (略)



「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」  
(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 牛、豚、<u>めん羊</u>、<u>山羊</u>、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白</p> <p>(10) 牛、豚、<u>めん羊</u>、<u>山羊</u>、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)、(2)のウ若しくは5の(1)の規定による確認又は「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく農林水産大臣が指定するもの」(平成26年5月13日農林水産省告示第649号)の規定の二による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第1 大臣確認の手続について</p> <p>1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白</p> <p>(10) 牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について</p> <p>(1) 省令別表第1の2の(1)のア、イ、(2)のウ若しくは5の(1)の規定による確認又は「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく農林水産大臣が指定するもの」(平成26年5月13日農林水産省告示第649号)の規定の二による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。</p>

(2)・(3) (略)  
3 (略)

別添8-1

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準  
(1) 収集先

牛、豚(いのししを含む。)、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白(以下「牛血粉等」という。)の製造に用いる原料(以下「牛血粉等原料」という。)は、別添2-2又は別添8-2の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第7号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

別添8-2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛、豚(いのししを含む。)、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の原料を扱う事業場  
牛、豚(いのししを含む。以下同じ。)、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白(以下「牛血粉等」という。)の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液(以下「牛

(2)・(3) (略)  
3 (略)

別添8-1

牛、豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準  
(1) 収集先

牛、豚(いのししを含む。)、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白(以下「牛血粉等」という。)の製造に用いる原料(以下「牛血粉等原料」という。)は、別添2-2若しくは別添8-2の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第7号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

別添8-2

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

1 牛、豚(いのししを含む。)、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の原料を扱う事業場  
牛、豚(いのししを含む。)、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白(以下「牛血粉等」という。)の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液(以下「牛血粉等原料」という。)に

血粉等原料」という。)について、次の(1)から(7)までを確実に満たすものを収集すること。

(1) 牛血粉等原料の採取対象動物は、と畜場において、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた牛、豚(いのしし)については、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生管理が行われたもの)、めん羊、山羊若しくは馬又は食鳥処理場で処理される家さんであること。

(2) 牛血粉等原料が採取される工程は、①厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第3項までの検査を經ていない牛の部位(以下「牛の脊柱等」という。)、②と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第14条第1項から第3項までの検査を經ていないめん羊又は山羊の部位(以下「めん山羊の部位」という。)並びに③牛、豚、豚、めん羊、山羊、馬又は家さん以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう、ア及びイの要件を満たすこと。

ア 牛血粉等原料の採取は放血工程で行い、と体の解体等その他の作業が行われる場所と区分されていること。

イ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家さん以外の動物の放血工程と区別されていること。

(3) 牛血粉等原料は、専用の保管容器に保存するとともに、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家さん以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう分別され、保管されていること。

ついで、次の(1)から(7)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) 牛血粉等原料の採取対象動物は、と畜場において、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた牛、豚(いのしし)については、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生管理が行われたもの)、馬又は食鳥処理場で処理される家さんであること。

(2) 牛に由来する牛血粉等原料が採取される工程は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法第14条の検査を經ていない牛の部位(以下「脊柱等」と総称する。)並びに牛、豚、馬又は家さん以外のと畜場法で定める畜畜(めん羊及び山羊を指し、以下「めん羊等」という。)由来の血液が混入しないよう、ア及びイの要件を満たすこと。

ア 牛血粉等原料の採取は放血工程で行い、と体の解体等その他の作業が行われる場所と区分されていること。

イ めん羊等の放血工程と区別されていること。

(3) 牛血粉等原料は、専用の保管容器に保存するとともに、脊柱等及びめん羊等の血液が混入しないよう分別され、保管されていること。

(4) 牛血粉等原料に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないための作業マニュアルが作成され備え付けられていること。

(5) 牛血粉等原料の出荷に当たっては、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第7号により血液供給管理票が発行されること。

(6) 牛血粉等原料の出荷に当たっては、血液供給管理票が添付されていること。なお、牛血粉等原料を入れる容器は、牛血粉等原料が入っている旨が明示された専用容器が用いられていること。牛血粉等原料と、牛の脊柱等、めん山羊の部位又は牛、豚、めん羊、山羊、馬若しくは家きん以外の動物に由来するたん白質を混載して出荷する場合は、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう対策を講じた容器が用いられていること。

(7) (1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者が設置され、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

## 2 牛血粉等原料の輸送

(1) 牛血粉等原料の輸送に当たっては、牛血粉等原料が入っている旨が明示された専用容器が用いられ、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないように輸送されていること。

(2) 牛血粉等原料と、牛の脊柱等、めん山羊の部位又は牛、豚、めん羊、山羊、馬若しくは家きん以外の動物に由来するたん白質を混載する場合は、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白

(4) 牛血粉等原料に脊柱等及びめん羊等由来の血液が混入しないための作業マニュアルを作成し備え付けていること。

(5) 牛血粉等原料の出荷に当たっては、脊柱等及びめん羊等由来の血液が混入しないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第7号により血液供給管理票を発行すること。

(6) 牛血粉等原料の出荷に当たっては、血液供給管理票が添付されていること。なお、牛血粉等原料を入れる容器は、牛血粉等原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。牛血粉等原料と血液以外の特定危険部位等その他の組織及びめん羊等の血液を混載して出荷する場合は、血液以外の特定危険部位等その他の組織及びめん羊等の血液が混入しないよう対策を講じた容器を用いること。

(7) (1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者が設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

## 2 牛血粉等原料の輸送

(1) 牛血粉等原料の輸送に当たっては、牛血粉等原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、脊柱等及びめん羊等の血液が混入しないように輸送されていること。

(2) 牛血粉等原料と血液以外の脊柱等およびめん羊等の血液を混載する場合は、脊柱等およびめん羊等の血液が混入しないよう対策を講じた容器を用いること。

質が混入しないように対策を講じた容器が用いられていること。

(3) (略)

(略)

別添 9-1

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）は、次の①から④までのいずれかにか該当するものに限る。

① (略)

② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚、馬又は家きんであって、これら以外の動物の混入がないことを目標で確認できる状態であるもの。

③ 牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する食用脂肪を原料とする食用油脂製造施設からの肉粉であって、別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの。

④ (略)

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛肉骨粉等原料を輸送するに当たっては、(1)の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

(3) (略)

(略)

別添 9-1

牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

牛、豚（いのししを含む。）又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、次の①から④までのいずれかにか該当するものに限る。

① (略)

② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚又は家きんであって、これら以外の動物の混入がないことを目標で確認できる状態であるもの。

③ 牛、豚又は家きんに由来する食用脂肪を原料とする食用油脂製造施設からの肉粉であって、別記様式第9号の原料供給管理票が携行されたもの。

④ (略)

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、(1)の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

① (略)

② (1)の②又は③の収集先にあつては、次のア、イ又はウを入れる容器のいずれとも共用されおらず、輸送前に容器の洗浄を十分に行うこと。

ア 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超え、含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、仙骨突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第3項までの検査を経ない牛の部位(以下「牛の脊柱等」という。)

イ と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第14条第1項から第3項までの検査を経ないめん羊又は山羊の部位(以下「めん山羊の部位」という。)

ウ 牛、豚(いのししを含む。)、めん羊、山羊、馬又は家さん以外の動物に由来する副産物

③ (略)

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚(いのししを含む。)、めん羊、山羊、馬又は家さん以外の動物に由来する副産物が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない(1)の(1)の②又は④に該当する原料については、解体処理されていない豚、馬又は家さんにあつては豚、馬又は家さん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあつてはいのしし以外の動物の混入がないことを、それぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切

① (略)

② (1)の②及び③の収集先にあつては、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、胸椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ない牛の部位(以下「脊柱等」と総称する。)並びに牛、豚又は家さん以外のと畜場又は食肉処理場において処理される動物(めん羊、山羊、しか、馬等を指し、以下「めん羊・馬等」という。)に由来する副産物を入れる容器と共用されおらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

③ (略)

(3) 原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に脊柱等又はめん羊・馬等に由来する副産物が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない(1)の(1)の②及び④に該当する原料については、解体処理されていない豚又は家さんにあつては豚又は家さん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあつてはいのしし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を

に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

別添9-2

#### 牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

##### 1 牛肉骨粉等の原料を扱う事業場

牛、豚(いのししを含む。以下同じ。) めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉(以下「牛肉骨粉等」という。)の製造業者は、牛肉骨粉等の原料(以下「牛肉骨粉等原料」という。)として、次の(1)から(7)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) 牛肉骨粉等原料とする牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物は、次のア、イ及びウのいずれとも分別されていること。

ア 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱(背根神経節を含む、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第3項までの検査を經ていない牛の部位(以下「牛の脊柱等」という。)

イ と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第14条第1項から第3項までの検査を經ていないめん羊又は山羊の部位(以下「めん羊の部位」という。)

備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) (略)

2～5 (略)

別添9-2

#### 牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

##### 1 牛肉骨粉等の原料を扱う事業場

牛、豚(いのししを含む。以下同じ。)又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉(以下「牛肉骨粉等」という。)の製造業者は、牛肉骨粉等の原料(以下「牛肉骨粉等原料」という。)として、次の(1)から(7)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1) 牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、家きん由来副産物は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)第2条において定める牛の特定部位、月齢が30月を超える牛の脊柱(背根神経節を含む、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を經ていない牛の部位(以下「脊柱等」と総称する。)並びに牛、豚又は家きん以外のと畜場又は食肉処理場において処理される動物(めん羊、山羊、しか、馬等を指し、以下「めん羊・馬等」という。)と分別されていること。なお、(2)による分別管理が行われない場合は、牛肉骨粉等原料としないこと。

ウ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物

(2) 牛の脊柱の月齢に応じた分別及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物との分別は以下のとおり行うこととし、これらとの分別管理が行われない場合は、牛肉骨粉等原料としないこと。

ア (略)

イ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物との分別牛肉骨粉等原料が排出される牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんを処理する場所は、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物を処理する場所と区別すること。

(3) 牛肉骨粉等原料は、専用の保管容器に保存されるときともに、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。

(4) 牛肉骨粉等原料に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないための作業マニュアルが作成され、備え付けられていること。

(5) 牛肉骨粉等原料の出荷に当たっては、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。

(6) 牛肉骨粉等原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、牛肉骨粉等原料を入れる容器は、牛肉

(2) 牛の脊柱の月齢に応じた分別及びめん羊・馬等との分別は以下のとおり。

ア (略)

イ めん羊・馬等との分別牛肉骨粉等原料が排出される牛、豚又は家きんを処理する場所は、めん羊・馬等を処理する場所と区別すること。ただし、獣肉処理施設を除く施設において、牛肉骨粉等原料が排出される牛、豚又は家きんを処理する場所をめん羊・馬等を処理する場所と区別し難い場合は、十分に処理する場所を洗浄した上で牛肉骨粉等原料とめん羊・馬等の処理時間を分けるとともに、牛肉骨粉等原料の処理は、めん羊・馬等の処理の前に行うこと。

(3) 牛肉骨粉等原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するときともに、脊柱等又はめん羊・馬等が混入しないよう分別され、保管されていること。

(4) 牛肉骨粉等原料に脊柱等又はめん羊・馬等が混入しないための作業マニュアルを作成し、備え付けられていること。

(5) 牛肉骨粉等原料の出荷に当たっては、脊柱等又はめん羊・馬等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

(6) 牛肉骨粉等原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、牛肉骨粉等原料を入れる容器は、牛肉



骨粉等原料が入っている旨が明示された専用容器であること。  
牛肉骨粉等原料と、牛の脊柱等、めん山羊の部位又は牛、豚、めん羊、山羊、馬若しくは家きん以外の動物に由来する副産物を混載する場合は、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないよう蓋をした容器が用いられていること。

(7) (1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者が設置され、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

## 2 牛肉骨粉等原料の輸送

(1) 牛肉骨粉等原料の輸送に当たっては、牛肉骨粉等原料が入っている旨が明示された専用容器が用いられ、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないように輸送されていること。

(2) 牛肉骨粉等原料と、牛の脊柱等、めん山羊の部位又は牛、豚、めん羊、山羊、馬若しくは家きん以外の動物に由来する副産物を混載する場合は、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないように専用の蓋をした容器が用いられていること。

(3) (略)

(略)

## 別添1 2

牛血粉及びび牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 牛血粉等及びび牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入

骨粉等原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。  
牛肉骨粉等原料と脊柱等又はめん羊・馬等を混載する場合は、脊柱等又はめん羊等が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

(7) (1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者が設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

## 2 牛肉骨粉等原料の輸送

(1) 牛肉骨粉等原料の輸送に当たっては、牛肉骨粉等原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、脊柱等又はめん羊・馬等が混入しないように輸送されていること。

(2) 牛肉骨粉等原料と脊柱等又はめん羊・馬等を混載する場合は、脊柱等又はめん羊・馬等が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) (略)

(略)

## 別添1 2

牛血粉等及びび牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 牛血粉等及びび牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入

これに係る基準

(1) 収集先

養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）の製造に用いる牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉・血粉等」という。）は、牛肉骨粉・血粉等の原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の「確認済魚飼ライイン」（以下「確認済魚飼ライイン」という。）を有する飼料製造事業者のみ受け入れ得るものとし、次のア又はイのいずれかに入力されるものとすること。

ア 牛肉骨粉・血粉等

以下の①又は②のいずれかのものであって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が携行されているもの。

① 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）

② 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）

イ (略)

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉・血粉等にあつては別添8-1の4又は別添9-1の4、中間製品にあつては別添9-1の4に従つて輸送されたことを確認し、受け入れること。なお、輸送時に牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の飛散等により、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料に混入しないようにすること。

(3) 原料受入時の管理・記録

牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の受入時に、添付されている「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」又は「確認済魚飼ライイン」中間製品供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、

これに係る基準

(1) 収集先

養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）の製造に用いる牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉・血粉等」という。）は、牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の「確認済魚飼ライイン」（以下「確認済魚飼ライイン」という。）を有する飼料製造事業者のみ受け入れ得るものとし、次のア又はイのいずれかに入力されるものとすること。

ア 牛肉骨粉・血粉等

以下の①又は②のいずれかのものであって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が携行されているもの。

① 牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）

② 牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）

イ (略)

(2) 原料の輸送

牛肉骨粉・血粉等にあつては別添8-1の4又は9-1の4、中間製品にあつては4の「製品輸送に係る基準」に従つて輸送されたことを確認し、受け入れること。なお、輸送時に牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の飛散等により、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料に混入しないようにすること。

(3) 原料受入時の管理・記録

牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の受入時に、添付されている牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は確認済魚飼ライイン中間製品供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通

分別流通の状況等により確認し、当該管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、供給者に回付すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、8年間保存すること。

2～5 (略)

別添13 (略)

別記様式第1-1号  
(略)

備考：1 (略)

- (1) 第1の1の(1)、(3)、(6)、(9)又は(10)の飼料を製造する場合  
ア～ウ (略)  
(2)～(6) (略)  
2 (略)

(注1) (略)  
(注2) (略)  
(記載例)

ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類に由来するたん白質、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉等、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、動物性油脂

(注3) (略)

別記様式第1-2号～別記様式第2-2号 (略)

の状況等により確認し、当該管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、供給者に回付すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、8年間保存すること。

2～5 (略)

別添13 (略)

別記様式第1-1号  
(略)

備考：1 (略)

- (1) 第1の1の(3)、(6)、(9)又は(10)の飼料を製造する場合  
ア～ウ (略)  
(2)～(6) (略)  
2 (略)

(注1) (略)  
(注2) (略)  
(記載例)

ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類に由来するたん白質、牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉等、牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、動物性油脂

(注3) (略)

別記様式第1-2号～別記様式第2-2号 (略)

別記様式第3-1号  
(略)

年月日付け第号(注2)で確認を受けた〇〇に由来する〇〇(注3)の製造工程については、下記のとおり〇〇に由来する〇〇(注3)の製造工程に関する基準を満たすことができなくなつたので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)第1の2の(3)の規定により、〇〇に由来する〇〇(注3)の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

1~4 (略)

備考：(削る)

正本1部及び副本1部を提出すること。

(注1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(注2) 「第号」については、輸入業者のみ記載する。

(注3) 製造に係る品目を記載する。

別記様式第3-2号~別記様式第12号 (略)

別記様式第3-1号  
(略)

年月日付け第号で確認を受けた〇〇に由来する〇〇(注2)の製造工程については、下記のとおり〇〇に由来する〇〇(注2)の製造工程に関する基準を満たすことができなくなつたので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)第1の2の(3)の規定により、〇〇に由来する〇〇(注2)の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

1~4 (略)

備考：1 飼料製造業者にあつては、確認書を添付すること。

2 正本1部及び副本1部を提出すること。

(注1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(新設)

(注2) 製造に係る品目を記載する。

別記様式第3-2号~別記様式第12号 (略)